

地域の安全を守っています

交通安全指導員を募集しています

《詳細》地域生活課 ☎25-2380

皆さんは「交通安全指導員」をご存じですか。悲しい交通事故を防ぎ、子どもたちや地域の安全を守るために、地域の人たちに親しまれながら日々活躍している交通安全指導員の活動内容を紹介します。

交通安全指導員の活動

交通安全指導を行うボランティアです。児童・生徒の登校時間に、通学路の交差点付近で安全に登校できるように活動しています。また、関係機関と連携し、交通安全啓発や各種イベントの交通整理なども行っています。



交通安全指導員が不足しています

各小中学校区内では、交通安全指導員の皆さんが活動していますが、高齢化などの理由で人数が不足しています。

通学路に十分な数の交通安全指導員が配置できず課題になっています。

急募!一緒に地域の安全を守る活動をしてみませんか

特別な資格は必要ありません。各小中学校区内やその付近に居住する満75歳以下の健康な人であれば、誰でも活動できます。

制服や腕章などは無償で貸与され、保険に加入しますので、安心して活動できます。また、活動時間は登校日のおおむね7時10分から8時10分まで、時間内で調整することもできます。

※交通安全啓発やイベントの交通整理には、活動費が支給されます。

昨年入会した交通安全指導員にお話を伺いました。

「朝の1時間、元気いっぱいの子どもたちからパワーをもらえる、この活動が楽しいです。」



二木 絹代さん

募集は随時行っていますので、交通安全教育や指導に興味のある人は、地域生活課までお問い合わせください。

結婚・出産新生活応援助成金

結婚や出産をきっかけに新居で新生活を始めた皆さんへ!

市では、住宅賃料や引っ越し費用の一部を助成します。詳細は、市ホームページをご覧ください。審査には時間がかかるため、お早めにご相談ください。

《詳細》都市政策推進課 ☎25-2592



対象世帯

夫婦または夫婦のどちらかが市内に引っ越し（市内転居も含む）および住民登録を行い、次の条件を全て満たす場合が対象です。

	結婚世帯	出産世帯
条件	令和6年1月1日から令和7年3月31日までに、婚姻届を提出し受理された（夫婦ともに婚姻時の年齢が39歳以下）	令和6年1月1日から令和7年3月31日までに、同一世帯に1歳未満の子がいる、もしくは、本人または配偶者が引っ越し先に住民登録した時点で妊娠8週目以降
年収	世帯の前年の所得の合計が500万円未満（年収に換算すると約680万円程度） ※取得可能な最新の所得証明書による。	

※居住期間は、申請日から3年以上継続して市内に居住すること。

対象となる費用

次の費用の合計額が助成の対象です。

- 住宅賃借費用（賃料・敷金・共益費・仲介手数料など）
- ※本人または配偶者が住宅の賃貸借契約の名義人で、家賃を支払っている住居が対象です。
- 引っ越し費用（引っ越し運送費・荷造りサービス費用など）
- ※1年目に限りです。

助成額

- ・1年目：上限額30万円
- ・2年目：上限額12万円



※夫婦ともに29歳以下の世帯は、引っ越し先により1年目の上限額が60万円となる場合があります。
※居住誘導区域外は、上限額の2分の1になります。

胆振から日本を元気に!
各種無料相談(平日・土曜)・出張相談を承ります。
●離婚 ●相続・遺言 ●交通事故 ●刑事弁護 ●犯罪被害者支援 ●債務整理・過払金回収

相談は要予約
TEL.0143-83-6669

弁護士 法人 北海道みらい法律事務所
代表弁護士 増川 拓 (札幌弁護士会)
弁護士 菊地 俊邦 (札幌弁護士会)
弁護士 葛生 翔 (札幌弁護士会)

室蘭市東町2-27-4 セミナービル3階(東室蘭駅東口より徒歩1分・東室蘭郵便局となり) **P有**
http://www.hokkaido-mirai.com/

●注文住宅/設計・建築 ●住宅・店舗/リフォーム
特定建設業・一級建築士事務所

第一建設株式会社
(0143)47-6366 〒050-0074 室蘭市中島町3丁目3番3号

ダイイチホーム
DAIICHI HOME 住宅建築部門
「住むひと第一」の家づくりを